



吉備中央町災害廃棄物処理計画

【概要版】

令和2年3月

おかやま  吉備中央町

1 基本的事項

1.1 計画策定の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

今後、南海トラフ巨大地震の発生が予測され、近年の豪雨による被害が全国的にも増加している状況にあるため、本町においても甚大な被害が発生し、多量の廃棄物が発生することが予想される。

環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）では、災害廃棄物対策を「平時の備え」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興等」の 3 つのステージに分け、それぞれの場面で取り組むべき事項について整理し、これに基づいた災害廃棄物処理計画の策定を各自治体に求めている。

本計画は、本町で今後発生が予想される大規模地震及び風水害に備え、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興等を進めるための対応及び手順等の必要事項をあらかじめ整理・取りまとめることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針」に基づき、岡山県が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本町の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられる。また、本町の災害対策全般にわたる基本的な計画である「吉備中央町地域防災計画」及び本町の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「吉備中央町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

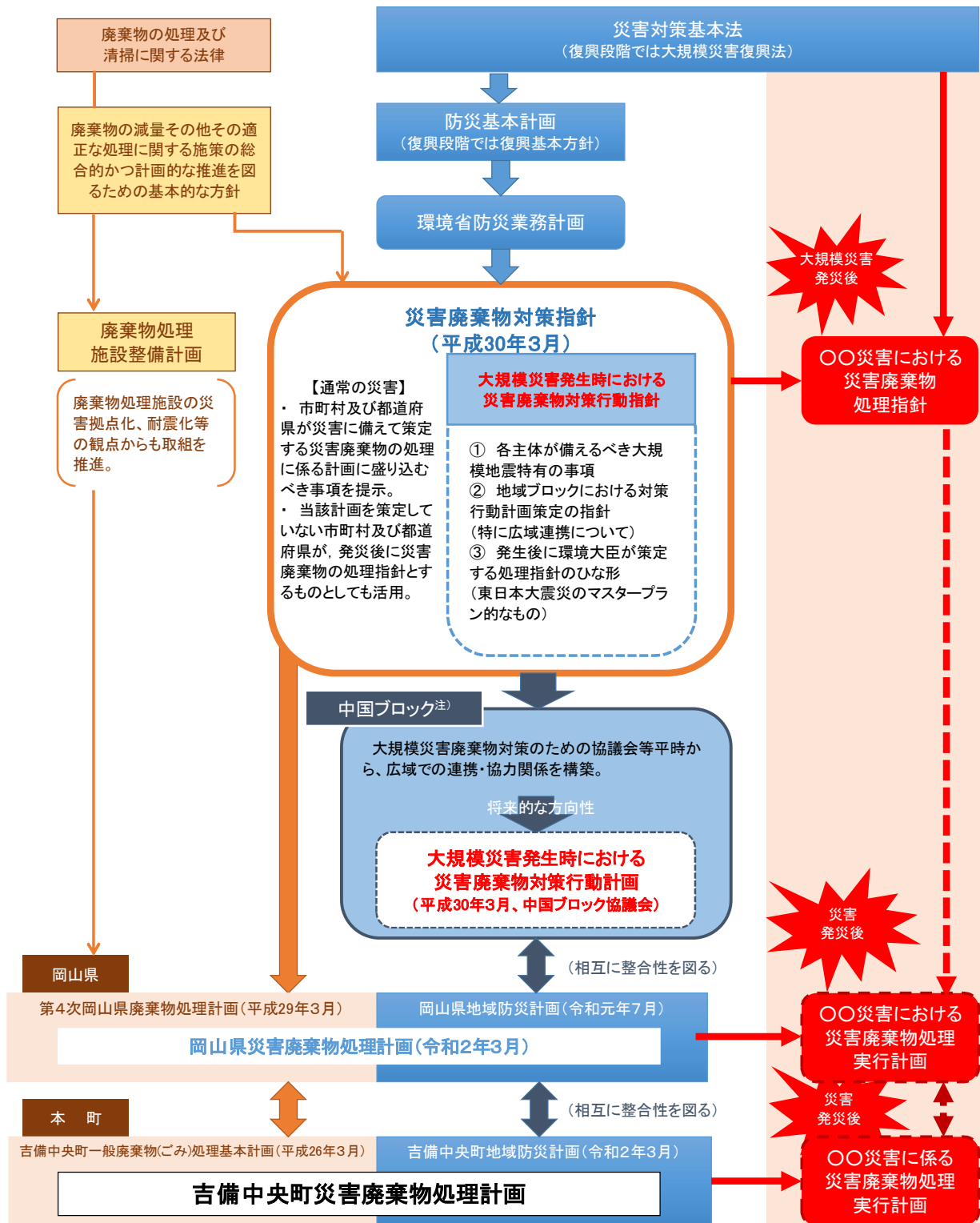
災害発生時には、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

1.2 本計画において対象とする災害

(1) 南海トラフ巨大地震

(2) 風水害

昭和 40 年以降で最大の被害があった昭和 47 年 7 月豪雨災害を本計画の対象とする。



注)中国ブロック:鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の範囲をいう

図 1.1 計画の位置付け

1.3 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物とは、地震災害、水害及びその他自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物をいう。対象とする災害廃棄物を表 1.1 に示す。

表 1.1 対象とする災害廃棄物等

種 類	内 容
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等に伴い排出される廃棄物がある。災害廃棄物は以下の種類で構成される。 可燃物/可燃物混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃物混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電(4品目)、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、その他適正な処理が困難な廃棄物
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

出典：岡山県災害廃棄物処理計画(岡山県、令和2年3月)を基に作成

1.4 災害廃棄物の処理の基本的考え方

災害廃棄物等は、表 1.2 に示す基本的な考え方に基づいて処理を行う。発災時にはこの基本的な考え方に沿った災害廃棄物処理が可能となるよう、平時から収集運搬・処理や協力支援体制の整備などの機能強化を図る。

表 1.2 災害廃棄物の処理の基本的な考え方

項 目	基本的な考え方
処理主体	災害廃棄物等の処理主体は本町とする。発災時は、高梁地域事務組合の廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、高梁地域事務組合の管内において災害廃棄物処理に努める。
処理期間	災害規模に応じて検討し、「岡山県災害廃棄物処理計画」に基づき、発災後3年程度以内に災害廃棄物の処理を完了する。
公衆衛生の確保	災害時は、被災者の一時避難、上下水道等インフラの断絶等の被害が想定され、その際に発生する生ごみ等の腐敗性廃棄物や災害用簡易型トイレの便袋等については、公衆衛生の確保の観点から重要事項として迅速に処理する。
再資源化の推進	災害廃棄物を再資源化することは最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がり、災害廃棄物処理期間の短縮にも有効であるため、早期の段階から種類及び性状ごとに可能な限り選別し、適正な処理及び再資源化を推進する。
環境に配慮した処理の実施	石綿含有廃棄物に代表される有害廃棄物等は、各法令により適正な管理と処分時の対策が義務づけられており、災害時においても法令等を遵守し、十分に環境に配慮して、災害廃棄物処理を行う。

2 災害廃棄物処理計画

2.1 災害廃棄物全体フロー

災害発生時には災害がれきや片付けごみが大量に発生することから、処理の基本的な考え方に基づき、迅速に処理する。災害廃棄物（片付けごみ、災害がれき等）は、分別排出の上、主に仮置場での選別を経て、資源化可能なものについては品目ごとに再生利用し、破碎や焼却といった中間処理を行い、最終処分する。避難所ごみ・生活ごみ及びし尿は、原則、直接処理施設に運搬し、処理する。

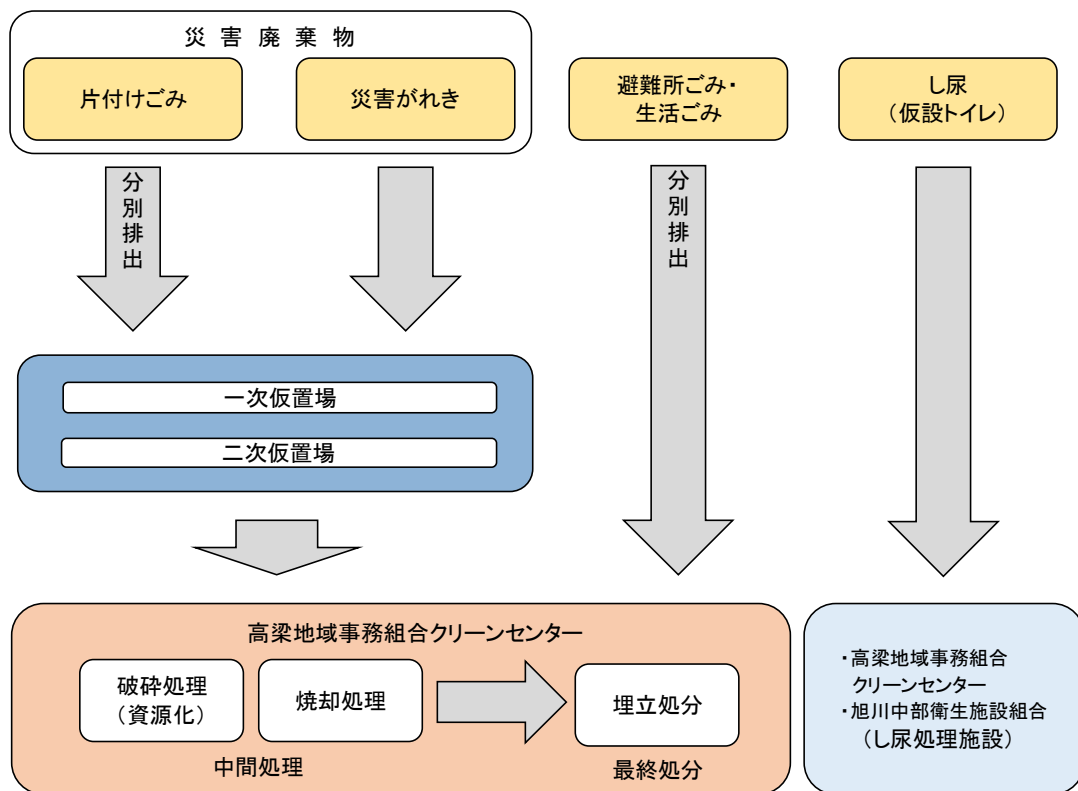
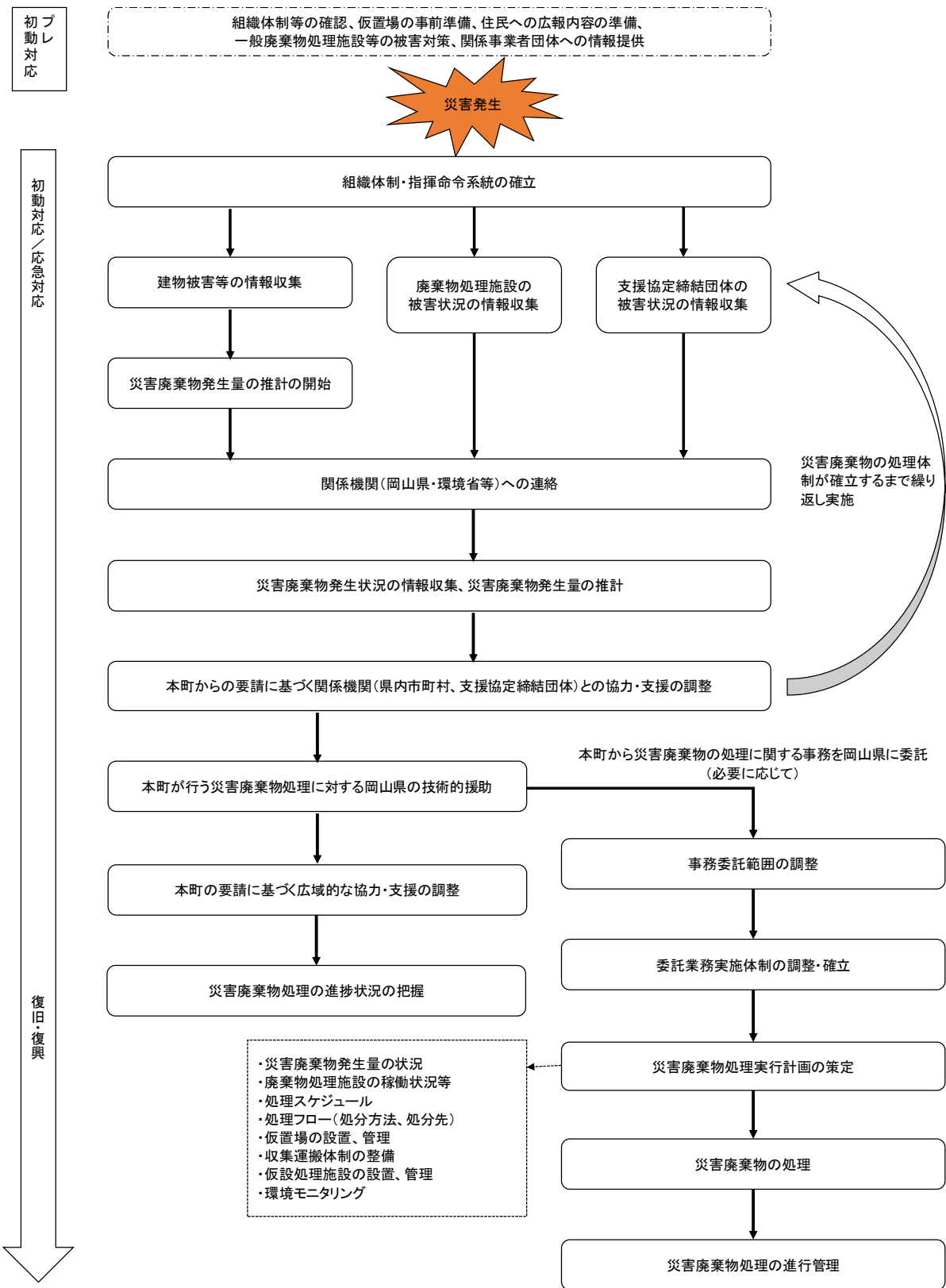


図 2.1 災害廃棄物等の全体処理フロー

2.2 災害廃棄物処理スケジュール

発災後は、図 2.2に示す手順に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を実施する。

なお、本計画で対象としている災害により発生する災害廃棄物等の発生量は、比較的少ないと考えられるため、岡山県災害廃棄物処理計画で定めている処理期間である3年間程度にかかわらず、適正かつ早期に処理を完了することを目途とする。



出典：岡山県災害廃棄物処理計画(岡山県、令和2年3月)を基に作成

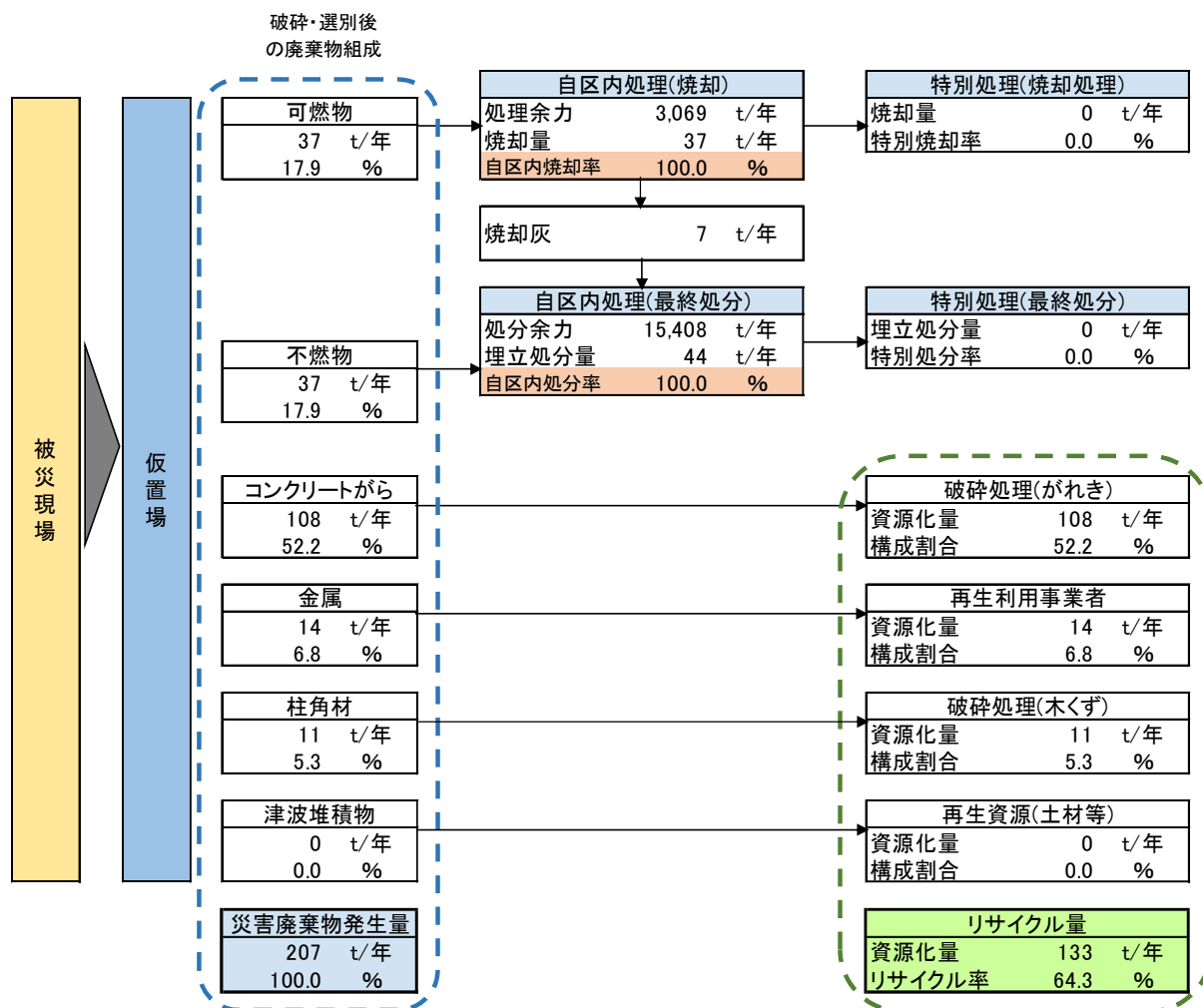
図 2.2 発災後のスケジュール

2.3 災害廃棄物処理フロー

(1) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による可燃物発生量は37tであり、自区内処理（高梁地域事務組合クリーンセンター）の場合、最大利用可能量3,069t/年であり、十分自区内処理が可能である。

また、不燃物発生量は37tであり、自区内処理（高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場）の最大利用可能量15,408t/年以下で自区内処理が可能である。



注1)処理余力は最大利用可能量を想定

注2)処理期間は1年間を想定

注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)南海トラフ地震の災害廃棄物発生量：発生量が最も多くなる季節・時間帯での推計量

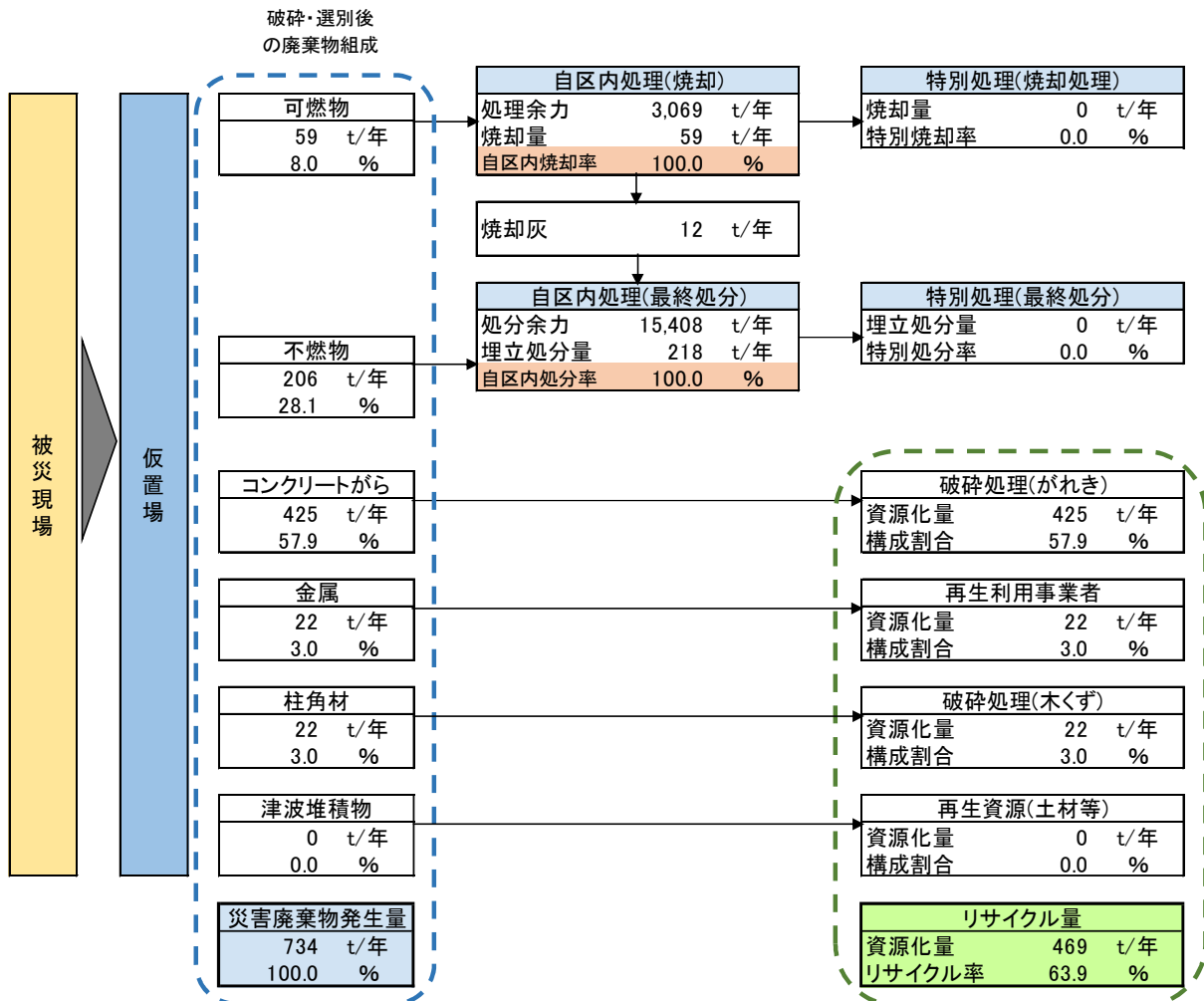
注5)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.3 南海トラフ巨大地震の災害廃棄物処理フロー

(2) 風水害

風水害による可燃物発生量は59tであり、自区内処理（高梁地域事務組合クリーンセンター）の場合、最大利用可能量3,069t/年であり、自区内処理が可能である。

また、不燃物発生量206tは、自区内処理（高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場）の最大利用可能量15,408t/年以下であり、不燃物も自区内処理が可能である。



注1)処理余力は最大利用可能量を想定

注2)処理期間は1年間を想定

注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.4 風水害の災害廃棄物処理フロー

2.4 平時対応

(1) 内部組織体制

被災時における内部組織体制として、吉備中央町災害対策本部条例及び吉備中央町災害対策本部規定に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図 2.5 に示す体制を基本とする。

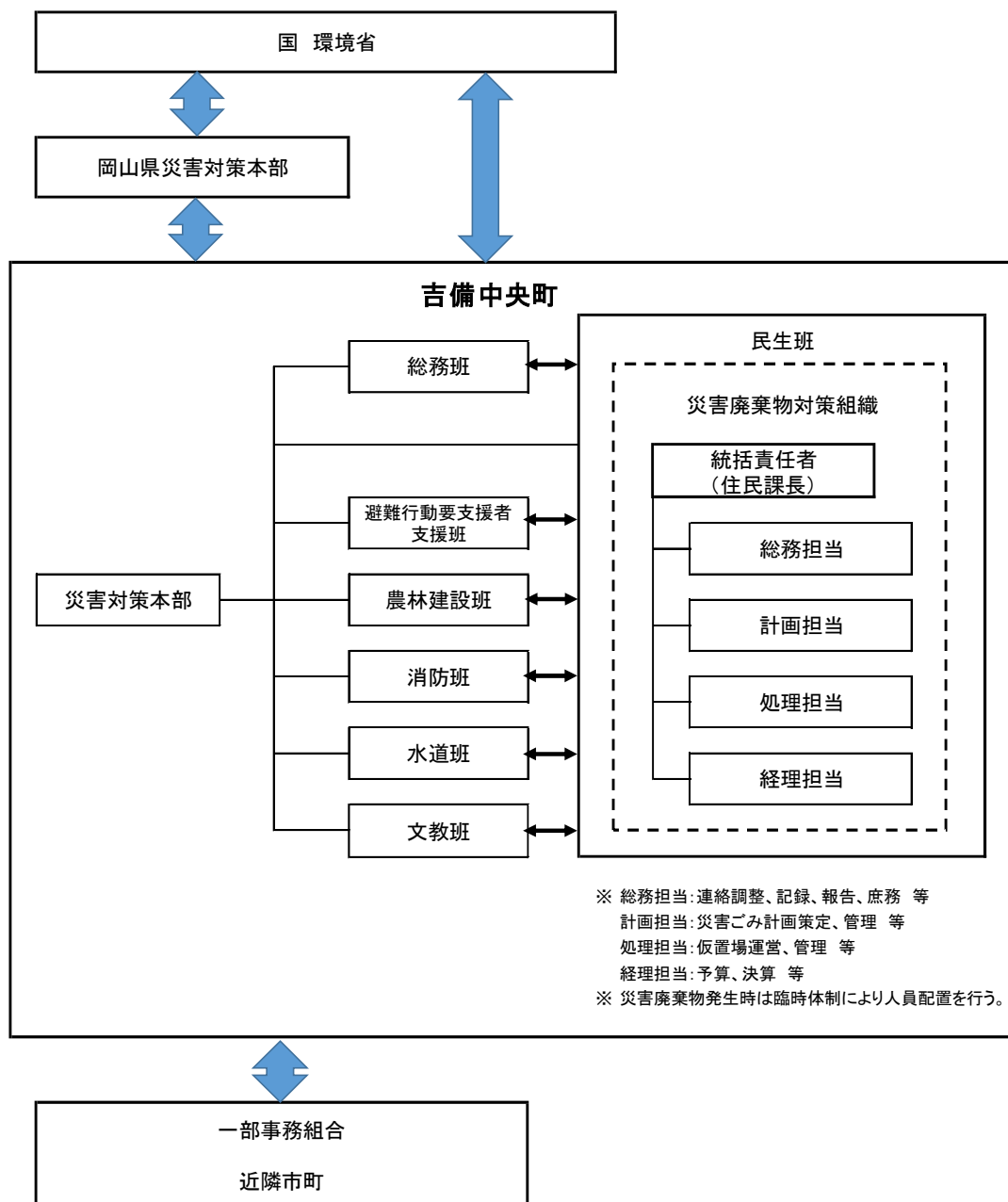


図 2.5 災害廃棄物対策における内部組織体制

(2) 仮置場候補地の選定

仮置場は、被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うため、加茂川地域及び賀陽地域にそれぞれ1箇所選定する。

(3) プレ初動体制

風水害の場合は地震と異なり、一般的に台風の接近、前線等の予兆がある。そのため、大雨等により災害発生が予想される場合、表 2.1 に示す対策を行う。

表 2.1 プレ初動対応の内容

対策項目	内容
組織体制等の確立	・平時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制の確認
仮置場の事前準備	・発災に備え、仮置場候補地の状況確認、地元関係者・関係部署との調整
住民への広報内容の準備	・災害廃棄物の排出方法や分別区分、仮置場設置場所等広報内容についての準備・確認
一般廃棄物処理施設等の被害対策	・一般廃棄物処理施設の人的・設備被害等が最小限となるよう、職員の安全確保や施設・車両等の浸水対策等の実施
関係事業者団体等への情報提供	・予見される災害についての情報提供 ・職員の安全確保や設備・車両等の浸水対策等の注意喚起

出典：岡山県災害廃棄物処理計画(岡山県、令和2年3月)を基に作成

2.5 緊急時対応

(1) 初動対応

災害発生後の初動期（発災後数日間）は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があり、被害状況の全貌が明らかとなっていない時期である。

災害が発生したときは、必要な人員を確保しながら組織体制を整備し、本計画に基づき、被害の状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物の撤去、処理手法等が可能かどうか確認を行う。また、災害廃棄物の撤去など初動期において必要な予算を確保する必要がある。

災害に伴う廃棄物の処理には、下記に示すような種別があるが、これらは重点的に対応すべき時期が異なる。初動期には、道路上の災害廃棄物の撤去や仮設トイレの設置など緊急性の高い作業から順に行う必要がある。

- ・道路上の災害廃棄物の撤去
- ・倒壊の危険性のある建物の解体・撤去
- ・生活ごみ等の処理（仮設トイレ等し尿の処理、避難所ごみ、粗大ごみの処理等）
- ・仮置場に持ち込まれた災害廃棄物の処理

(2) 対応組織と役割分担

初動期（発災後数日間）における実施事項の役割分担は、表 2.2 に示すとおりである。

表 2.2 初動期（発生後数日間）における役割分担

担 当	業 務 内 容
総務担当	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理・職員参集状況の確認と人員配置・災害廃棄物対策関連情報の集約・災害対策本部との連絡調整・相談窓口の設置・住民等への広報・県及び他自治体等との連絡、応援要請(広域処理等)
計画担当	<ul style="list-style-type: none">・ごみ処理施設の被害状況の把握・災害用トイレの設置、維持管理・し尿の収集・運搬・処理への対応
処理担当	<ul style="list-style-type: none">・自衛隊・警察・消防との連携・路上廃棄物の撤去
経理担当	<ul style="list-style-type: none">・初動期における必要な予算の確保

(3) 生活ごみ・避難所ごみ及びし尿の処理

生活ごみ・避難所ごみは、平時の家庭ごみの分別・処理方法に基づき処理することを基本とする。ただし、発生量、処理施設、収集運搬業者等の被害状況によっては、収集の停止、収集する廃棄物や収集頻度を減じる等の対応を行う。また、生活ごみ・避難所ごみを一次仮置場等で一時保管することも想定する。

また、し尿の処理は、平時と同様に高梁地域事務組合クリーンセンター及び旭川中部衛生施設組合のし尿処理施設で実施する。

2.6 復旧・復興期対応

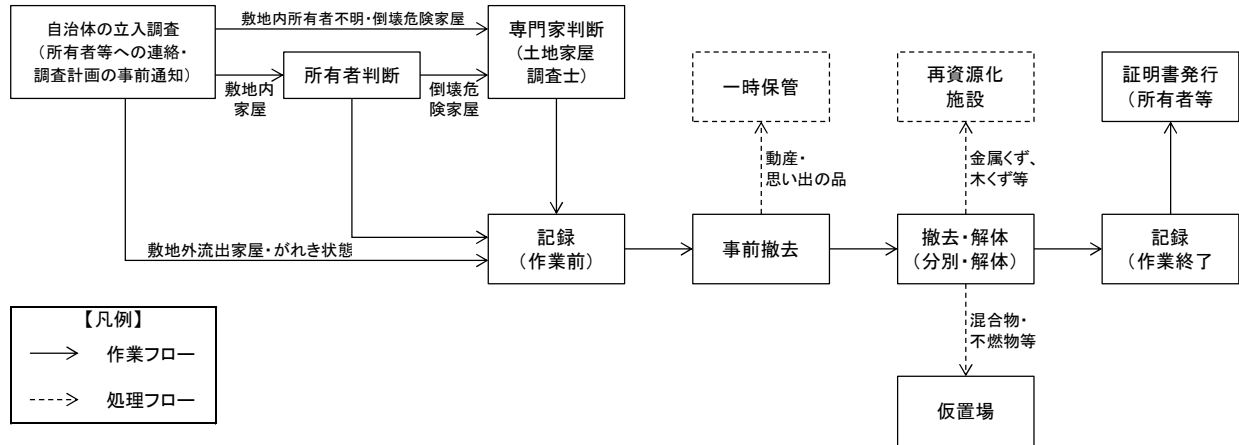
(1) 災害廃棄物の処理の考え方

災害が発生すると、家屋などの構造物が自然倒壊したり、人命救助のための建屋解体などにより、多様で多量の廃棄物が発生する。交通や生活、ライフラインを確保し、災害後の復旧・復興を行うためには、まず、これらの災害廃棄物の撤去を行うことになる。

しかし、これらの多様で多量の廃棄物は、一気に処理施設で処理することが困難なため、撤去された災害廃棄物を一次仮置場で一時的に集積する必要がある。一次仮置場では多様で多量の災害廃棄物を減量化するため、再生利用が可能な品目はできるだけ分別して集積・保管することが重要である。

(2) 家屋解体撤去

倒壊家屋等の解体作業フロー等は、図 2.6 に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となる。



出典：災害廃棄物対策指針[旧指針](環境省、平成26年3月)技術資料(技1-15-1)

図 2.6 倒壊家屋等の解体作業フロー

(3) 仮置場の運営管理

仮置場の運営における留意事項と対策は、表 2.3 に示すとおりである。

表 2.3 仮置場運営上の留意事項

項目	対策	備考
飛散防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・散水の実施 ・仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ・フレコンバッグによる保管 	・飛散するおそれのある廃棄物を保管する場合に実施
臭気・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性の廃棄物を多量堆積、長期保管することは避け、先行処理(撤去) ・消臭剤・防虫剤等の散布 	・水害等により発生した廃棄物は腐敗や害虫の発生が進む可能性もあることに注意が必要
汚水の土壌浸透防止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ・排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 ・仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水の発生が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止対策の実施 	・汚水の土壌浸透による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等のリスクに注意が必要
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ・量や木くず、可燃性混合物を多量に堆積して、長期保管することは極力回避 ・可燃性混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、1週間に1度程度モニタリングを実施 	・散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要
火災を受けた災害廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被災現場において火災を受けた災害廃棄物は、速やかな処理を実施 ・処理までに期間を要する場合、適正処理の観点から、通常の災害廃棄物と分けて保管 	・火災を受けた災害廃棄物は、可燃物、不燃物、リサイクル可能なものなど分別が困難なことが想定される

出典：災害廃棄物対策指針[旧指針](環境省、平成26年3月)技術資料(技1-14-6)より作成